

山口県警察学校の自動販売機設置事業者の募集要領

山口県警察学校に国の使用許可を受けて設置する自動販売機について、次のとおり公募により募集する。

1 公募の目的

山口県警察学校庁舎内における福利厚生のため

2 自動販売機の設置場所及び台数

名称	所在地	販売品目	台数	占有面積
警察学校	山口市仁保下郷字 上高野 1 1 4 5 9 番地	アイスクリーム類	1 台	2.0 m ² 以内 (横幅 1.25m 程度)

※占有面積は、転倒防止用鉄板及び空容器回収ボックスを含む

3 使用許可期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの間（原則 5 年間）

ただし、必要に応じて 1 度に限り 5 年を超えない期間において更新することができる。

4 公募参加資格

- (1) 山口県内に本店、支店、営業所等を有している法人又は山口県内に居住する個人事業者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

5 応募条件等

(1) 使用料

ア 別紙「行政財産使用金額提案書」に記載された提案使用料の額に消費税及び

地方消費税相当額を加算した額(金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

ただし、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」(昭和33年1月7日付け蔵管1号)により算定した使用料(以下「算定使用料」という。)以上でなければならない。

イ 使用料は、年1回の納付とし、歳入徴収官山口県警察本部警察本部長が指定する期日までに使用許可期間分を納入告知書をもって全額納付すること。

なお、使用料は、毎年度価格改定を行う。

(2) 電気使用料

ア 必要な設備(電気用子メーター等)を設置すること。

イ 設置する自動販売機の電源については100V・15Aとすること。

ウ 子メーターの計測等に基づく実費を毎月支払うこと。

(3) その他

ア 自動販売機の設置、撤去に要する費用は、設置者の負担とする。

イ 10円・50円・100円・500円硬貨及び1,000円札紙幣が使用できること。

ウ 極力環境に配慮した機種とすること。

エ 緊急時の対応が可能であること。

オ 販売品は、個包装のアイスクリーム類(アイスクリーム、アイスマルク、ラクトアイス、氷菓)で、多品種、多品目により構成するよう努めること。

なお、山口県警察学校の求めに応じ、販売品目の構成、種類等の変更について要望があった場合は、誠意を持って対応すること。

カ 販売品の衛生管理に万全を期するとともに、必要な営業許可を受けること。

なお、営業許可が必要な商品の販売を予定している者は、申込書に当該許可書の写しを添付すること。

キ 商品の販売価格は、メーカー希望小売価格(定価)を超えない範囲において、収支に見合う安価な価格とすること。

ク 自動販売機の設置に当たっては、販売する商品の空容器の回収ボックスを設置し、適宜、空容器を回収すること。

なお、容器の回収に当たっては、他の自動販売機のもの等が回収箱に混ざっている場合が考えられるが、これも回収の対象とすること。

6 提出要領

(1) 提出書類

この公募に参加を希望する者は、次の書類を提出すること

	書 類	備 考
①	行政財産使用許可申込書	様式は別添のとおり
②	行政財産使用金額提案書	様式は別添のとおり
③	社会貢献活動に関する提案書	
④	求積図	自動販売機及び空容器回収ボックスの大きさを記載
⑤	自動販売機等のカタログ、仕様書等	
⑥	誓約書	
⑦	役員名簿	
⑧	登記事項証明書(現在事項全部証明書)	法人のみ
⑨	住民票記載事項証明書	個人事業者のみ
⑩	直近の国税及び地方税納税証明書	
⑪	委任状	必要に応じて提出すること
⑫	その他必要な書類	営業許可の写し等

- (2) 申込書受付期間
令和8年10月26日（月）から令和8年11月24日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）
※ この期間に適正な申込書等必要書類の提出がない場合は、いかなる場合でも公募に参加することはできないため、留意すること。
※ 提出された書類の返却はしない。
- (3) 提出方法
郵送（簡易書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）又は持参
- (4) 申込書の提出先（連絡先）
〒753-8504
山口市滝町1番1号
山口県警察本部警務部会計課管財第三係
電話 083-933-0110
FAX 083-925-8050
- (5) 質問の提出
この募集要領について疑義がある場合は、原則として書面により、次のとおり郵送またはFAXにより提出すること。
ア 提出期限 令和8年11月5日（木）午後5時まで
イ 提出場所 6(4)に同じ

7 設置予定事業者の選定

- (1) 設置する自動販売機ごとに提出された応募書類の審査を行い、「4 公募参加資格」の要件を全て満たしている者を選定対象者とする。
- (2) 選定対象者のうち、提案された使用料の額が山口県警察で算定する基準額（以下「基準額」という。）以上であった応募者について、使用料の点数及び提案内容加点の合計点が高い者を設置予定事業者とする。

(3) 項目及び配点

ア 年額使用料

項目	内容	配点
提案額	提案使用料に基づき算定	100点

イ 提案内容加点

項目	内容	配点
社会貢献活動	使用許可期間中における社会貢献活動実施の有無	20点

※ 実績確認のため使用許可期間中に必要に応じて活動内容がわかる書類等の提出を求めることがあります。

- (4) 基準額以上の提案額がない場合は、すべての応募者から再度提案額の提出を受けることとする。（再度の提出は2回までとし、再度提出の辞退は認める。）
なお、再度の提出においても基準額以上に達しない場合は、提案額が最も高い業者から順に交渉を行い、基準額以上の提案額を提出した者を、設置予定事業者とする。
- (5) 合計点の最も高い応募者が2者以上あるときは、くじにより設置予定事業者を選定する。

「② 行政財産使用金額提案書」の4に任意の3桁の番号〔000～999〕を記載すること。なお、記入のない場合や1文字でも判別できない数字がある場合、当該数字は「0」に置き換えるものとする（くじの辞退は不可とする。）

くじの手順は別紙「最も合計点が高い応募者によるくじに関する留意事項」の

とおりとする。

- (6) 応募者が1者の場合でも選考する。
- (7) 次の事項に該当する者は設置予定事業者としない。
 - ア 公募に参加できる資格がない者
 - イ 応募の条件に明らかな違反が認められる者
 - ウ 談合、その他不正な行為があったと認められる者
 - エ 郵送（簡易書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。）又は持参以外の方法により申込書を提出した者

8 選定結果の通知

令和8年12月2日（水）を目途に文書にて通知する。

なお、設置予定事業者に選定された場合には、電話での連絡も行う。

9 設置予定事業者の選定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての選定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じない場合
- (2) 使用許可の日までに、公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- (3) 行政財産の使用を許可できない場合

10 国有財産使用許可申請書の提出

設置予定事業者に選定された者は、次のとおり使用許可に必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 国有財産使用許可申請書（附属図面等を含む。）
- (2) 提出期限 令和8年12月18日（金）午後5時まで
- (3) 提出先 「6 提出要領(4)」に掲げる場所
山口県警察本部警務部会計課管財第三係

11 参考

- (1) 設置場所図（別紙のとおり）
- (2) 施設利用者
山口県警察学校
1日平均120人程度